

電気供給約款

低圧（東京・東北・中部・九州電力管内）

（下線部分が変更箇所）

変更前	変更後
<p>VI 契約の変更および終了</p> <p>お客さまが電気の供給契約の変更を希望される場合は、6（供給契約の申込み）に定める新たに電気の供給契約を希望される場合に準ずるものといたします。なお、契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等の変更を希望される場合、その契約は、<u>変更の申し出をしていただいた日の属する月の翌月の検針日</u>に変更されるものといたします。</p>	<p>VI 契約の変更および終了</p> <p>お客さまが電気の供給契約の変更を希望される場合は、6（供給契約の申込み）に定める新たに電気の供給契約を希望される場合に準ずるものといたします。なお、契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等の変更を希望される場合、その契約は、<u>お客さまの変更の申出に基づく、当社と一般送配電事業者との間の接続供給契約における変更手続きが完了した日以降の最初の検針日</u>に変更されるものといたします。</p>